

平成21年 6月 4日
社会保険庁総務部職員課

平成20年度社会保険庁国家公務員 倫理研修実施状況の概要について

社会保険庁においては、不祥事案の発生により国民の信頼を損ねたことを重く受け止め、綱紀の粛正を徹底することにより再発を防止するため、平成17年度より各部署において社会保険庁国家公務員倫理研修を実施しているところであるが、平成20年度における社会保険庁国家公務員倫理研修の実施状況については、以下のとおりであった。

1. 研修の実施状況（平成21年3月2日現在）

- 対象者及び人数
全職員（非常勤を含む）21,156人
- 実施人数・実施率
20,581人（97.3%）
- 未実施人数・未実施率
575人（2.7%）

※ 未実施575人は、育児休業、長期病気休暇等による未実施者であり、職場復帰後、随時実施予定

2. 研修内容

各職員が緊張感をもって具体的にその職務に係る倫理の保持に関し必要な事項を理解することができるよう、倫理研修実施者が、下記教材を使用して、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程について説明するとともに、社会保険庁で発生した不祥事案の内容を認識することにより、再発防止に資するための研修を実施した。

<主な使用教材>

「社会保険庁国家公務員倫理研修教材」（社会保険庁作成）

「国家公務員倫理教本」（国家公務員倫理審査会作成）

「国家公務員倫理規程『できること』『できないこと』」（国家公務員倫理審査会作成）

3. 研修方法

研修は、社会保険庁幹部職員から実施し、社会保険事務所職員まで、各職場単位で研修を実施した。